

## ○薬物乱用防止対策事業の実施について

(平成一一年七月九日)

(医薬発第八三五号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

これまで覚せい剤の乱用防止のための事業として、平成四年八月一二日薬発第七三五号「覚せい剤乱用防止特別啓発事業の実施について」(厚生省薬務局長通知)により覚せい剤乱用防止推進員制度及び同地区協議会の運営事業、並びに昭和六二年一〇月二三日薬発第九六四号「覚せい剤相談窓口事業等の実施について」(厚生省薬務局長通知)により覚せい剤相談窓口事業を実施されているところであるが、今般これら通知を廃止し、新たに別紙「薬物乱用防止対策事業実施要綱」を定め、薬物の乱用防止についての対策事業を実施することとしたので、本事業の運営にあたっては、効果的かつ円滑な実施につき、遺漏なきよう御配意願いたい。

(別紙)

### 薬物乱用防止対策事業実施要綱

#### 一 目的

近年、特に覚せい剤を中心とした薬物事犯が増加傾向にあり、とりわけ中学・高校生の薬物乱用が急激に拡大している等、薬物乱用問題は深刻な状況となっている。

このため、薬物乱用防止対策の一環として、全都道府県に「薬物乱用防止指導員」を置くとともに、「薬物乱用防止指導員地区協議会」を設置運営し、地域における薬物乱用防止の啓発指導の充実・強化を図るほか、従来の保健所での相談事業に加え、精神保健福祉センターでの薬物関連問題相談事業を実施し、地域住民からの薬物関連問題の相談に応ずるとともに、地域社会における啓発活動を一層推進することにより、薬物乱用防止の徹底を図ることを目的とする。

#### 二 事業の内容

各都道府県は、地域の特性に応じた薬物乱用防止のための啓発指導活動を展開するために、次の事業を実施する。

##### (一) 薬物乱用防止推進事業

次により薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)を四〇〇名程度設置し、指導員の日常活動を通じて薬物乱用防止啓発指導活動を展開する。

##### ① 指導員の選定

指導員は、特に職業等の制限はないが、社会的に指導的立場にある者で、薬物乱用防止活動に熱意と理解を示し、指導員としての業務を遂行するうえで、適当と認められる者の中から選定する。

##### ② 研修会の開催

各都道府県は、指導員に薬物に関する知識を習得させるための指導研修会を開催する。

##### ③ 啓発活動の実施

ア 各都道府県は、指導員が行う啓発活動に必要なポスターやパンフレット等の啓発資材を作成する。

イ 指導員は、精神保健福祉センター等関係行政機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開する。

##### ④ 指導活動の実施

ア 指導員は、啓発指導のほか薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、さらには相談を行うものとする。

##### (二) 薬物乱用防止指導員地区協議会運営事業

薬物乱用防止指導員協議会(以下「県協議会」という。)及び県協議会の下での薬物乱用防止指導員地区協議会(以下「地区協議会」という。)を通じて、指導員による組織的な啓発活動を展開する。

##### ① 県協議会について

ア 県協議会は、地区協議会の代表者等をもって構成する。

イ 県協議会は、毎年度事業実施計画書を作成する。

事業実施計画は、組織的に行われることにより啓発効果が期待できるものであること。

なお、事業の実施は、地区協議会単位で行う。

ウ 県協議会は、毎年度事業実績報告書を作成し、薬務主管課に報告する。

##### ② 地区協議会について

ア 地区協議会は、地区に属する指導員等をもって構成する。

イ 地区協議会は、毎年度県協議会の事業実施計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画を策定し、指導員による組織的啓発活動を展開するほか、保健所、精神保健福祉センター等の関係機関と連携を図ることとする。

ウ 地区協議会は、毎年度事業実績報告書を作成し、県協議会に報告する。

(三) 保健所薬物相談窓口事業

保健所に設けられた薬物問題相談窓口において、関係行政機関等と密接な連絡をとりつつ次の事業を行う。

① 相談事業

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に応ずる。

② 啓発事業

薬物の精神・身体影響等に関する正しい知識の普及を図るための広報啓発を推進する。

(四) 薬物関連問題相談事業

各都道府県、政令指定都市は、精神保健福祉センターにおいて、地域の実態や精神保健福祉センターの体制に応じて薬物関連問題に関する医学的知識の普及、相談指導等、次の事業を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

① 技術指導及び技術援助

保健所等関係諸機関及び指導員に対し、従事者の研修、実地指導等を通じて、専門的立場からの積極的な技術指導及び技術援助を行う。

② 薬物関連問題に関する知識の普及

一般住民、特に若年者及びその家族、並びに教育関係者等に対して薬物関連問題に関する知識を普及することによって、薬物乱用の結果としてもたらされる薬物による精神障害に関する適切な理解を広め、薬物関連問題の発生予防に努める。

③ 薬物関連問題に関する家族教室の開催

薬物関連問題を有する者の家族を対象として家族教室を開催し、薬物による精神障害者への対応について知識を伝えるとともに、回復の実例紹介などによって、その支援を行う。

④ 個別相談指導

薬物による精神障害者やその家族に対して個別相談指導等を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関への紹介等関係機関への連絡を行う。

三 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業及び政令指定都市がこの実施要綱に基づき実施する二の(四)の事業に要する経費については、厚生大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。